

「平成29年度第2回熊本市大規模小売店舗立地協議会」議事録（要旨）

I 日 時 平成29年7月19日（水） 14:00～15:00

II 場 所 熊本市役所議会棟2階 議運・理事会室

III 委員名簿 別添協議会資料のとおり

IV 事務局 熊本市経済観光局産業部商業金融課

V 次 第

1 開会

2 議事

「マルショク健軍」の新設届出に対する本市の意見案について

「ゆめマート龍田」の新設届出に対する本市の意見案について

3 閉会

VI 協議結果概要

事務局より届出概要、住民等・学識経験者・関係各課からの意見・要望事項の提出状況、市意見案と考え方について説明し、協議を行った。

(ア)「マルショク健軍」に対する意見について

〔事務局説明〕

- 大規模小売店舗立地法の目的及び配慮すべき指針を勘案した結果、届出に対する市の意見はなし。
- ただし、学識経験者及び関係各課の指摘内容に対する設置者の対応を踏まえ、以下6点の留意事項を付記。
 - (1) 本件届出に伴う交通流の変化により、交通渋滞や交通事故等、周辺地域の生活道路等への影響その他の交通障害等が生じるおそれが認められる場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
 - (2) 騒音に関する苦情等が発生した際には、速やかに関係機関と協議の上、発生源対策を含め誠意を持って対応すること。
 - (3) 樹木の植栽を含む緑化については、防音・防風・防塵及び景観形成などについても有効性があると考えられるため、開店後においても樹木の植栽を含む緑化活動の検討に努めていくこと。
 - (4) 本市の「大型店の立地に関するガイドライン」に沿って、一定規模未満の大型店

に対して求めている地域貢献の実施等に積極的に取り組むこと。

(5) 駐車場から店舗側へ市道を渡る部分の路面に横断歩道等の塗装を行うこと。

(6) アーケードに面する側にベンチなどの設置の検討に努めていくこと。

〔質 疑〕

- 敷地内の緑化目標値の計算方法について、店舗と駐車場の敷地が別々になっている場合に、建築確認申請時の店舗面積のみを使用するのではなく、駐車場も含めた敷地面積で緑化目標値を計算すべきではないか。(磯田委員：熊本高等専門学校嘱託教授)
→ 現状の規定としては、建築確認申請時の面積を用いて設置者と緑化協議をおこなっているため、ご理解をお願いしたい。今後の検討材料とさせていただきたい。(環境共生課)
- 今回の場合、商業地域と近隣商業地域の2つの地域にまたがっているため、建ぺい率の計算としては按分して算出すべきではないのか。(磯田委員：熊本高等専門学校嘱託教授)
→ 確認して回答させていただきたい。(環境共生課)
- 店舗敷地と駐車場敷地が別になっている場合であっても、両方の面積を含めて緑化目標値を計算し、指導を行っていく仕組みを作っていただきたい。(内野委員：熊本大学名誉教授)
→ 条例上の仕組みのあり方として今後担当課の課題として持っていただきたい。(会長)
- 今までの過去の事例でも同様の案件があったはずなので、調査していただきたい。やはり、建物のある無しにかかわらず、店舗敷地と駐車場敷地が別々の場合でも全体として利用するものであるから、一体的なものとして緑化指導をお願いしたい。(荒井委員：熊本学園大学教授)
→ 今後きちんと確認し、対応させていただきたい。(会長)
- 留意事項(5)「駐車場から店舗側へ市道を渡る部分の路面に横断歩道等の塗装を行うこと」に関して、安全に待機できる場所が無いため、現実的に困難である。また、駐車場利用者のためだけでは、不特定多数の人が利用する訳ではないので横断歩道を設けることは不可であり、今までの利用状況からしても不都合はなかったもので、留意事項の文言を変更してほしい。(熊本県警察本部交通規制課)
→ 留意事項の文言を変更して付記します。(会長)

〔総括〕

本件について、市の意見はなし。

ただし、留意事項として意見案に記載の内容に加えて、意見案（３）に、「駐車場も含めて」を付け加え、また、意見案（５）「駐車場から店舗側へ市道を渡る部分の路面に横断歩道等の塗装を行うこと」を、「駐車場から店舗側へ市道を渡る際の安全確保対策を講じること」に変更し、設置者へ通知する。

（イ）「ゆめマート龍田」に対する意見について

〔事務局説明〕

- 大規模小売店舗立地法の目的及び配慮すべき指針を勘案した結果、届出に対する市の意見はなし。
- ただし、学識経験者及び関係各課の指摘内容に対する設置者の対応を踏まえ、以下３点の留意事項を付記。
 - (1) 本件届出に伴う交通流の変化により、交通渋滞や交通事故等、周辺地域の生活道路等への影響その他の交通障害等が生じるおそれが認められる場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
 - (2) 騒音に関する苦情等が発生した際には、速やかに関係機関と協議の上、発生源対策を含め誠意を持って対応すること。
 - (3) 本市の「大型店の立地に関するガイドライン」に沿って、一定規模未満の大型店に対して求めている地域貢献の実施等に積極的に取り組むこと。

〔質疑〕

- 大規模小売店舗とは直接関係無いかもしれないが、今回設置場所近くの県道と市道の交差点は変則的な形状をしており、通勤・通学の利用者も多いため整地できないのか。（荒井委員：熊本学園大学教授）
 - 以前よりも駐車場の出入り口を交差点から離れたところに設けるなど、限られた敷地内でいかに安全対策を講じるかを当課としては指導している。交差点形状としては、道路管理者が管理しているため、変更するにはかなりハードルが高くなると考えられる。（熊本県警察本部交通規制課）
 - 現在こちらの区画に関して整備計画はありません。行うにしても、用地買収等が必要になるため、かなりハードルが高い。将来的な計画もない。

〔総括〕

本件について、市の意見はなし。

留意事項として意見案に記載の内容を設置者へ通知する。